

向上に尽力されんことを強く要望し、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、反対者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第百二号 福生市基本構想(第二期)の制定について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

今日の福生市の現状はどのようなものか、まずここが一番大きな問題だろうと思います。横田基地のもたらしてきた弊害、これが大きな一つの問題だろうと思いますし、またもう一つは、長期の保守市政による福祉、教育軽視の市政が続いた中で市民が大変厳しい状況になっている、こういうところにあると思います。今、福生市の進む方向は基地のまちから教育、福祉のまちへの大転換、これこそが今市民が望んでいる方向であると思います。基地のない平和な福生市、暮らし、福祉、教育の充実した福生市、これこそが今五万七千市民の望む方向であると私は確信するものであります。

さて、この基地のない平和な福生市を目指すために非核・平和都市宣言や平和への施策の取り組み、また基地の実態、基地の及ぼす影響の徹底した調査などの実施、また基地被害の米軍や国に対する完全補償の要求、基地に対する一切のサービスや協力の中止、そして国内各地の平和運動との交流や連帯、世界各地の平和運動との交流や連帯など、こうしたことを柱として進めていくものであるうと思います。

また暮らしや福祉、教育の充実した福生市を目指すために、何よりも中心をなすものは住民こそ主人公、この住民こそ主人公という地方自治の基本に立った行政運営を進めることであるうと思います。長期にわたる保守市政のもとで立ちおくらせている暮らし、福祉、教育などの諸分野における施策を三多摩トップクラス、いや、全国トップクラスに引き上げることが目標として掲げるものであり、そのことは、基地の長期にわたっての悪影響のもとでもたくましく生活している市民に対して福生市が当然とるべき方向であります。また、それは政府の不当な干渉を許さない毅然とした姿勢を貫くことで実行可能でありますし、その財政的な基盤も福生市には十分にあると思うのでございます。これこそが今市民の望んでいる福生市のとるべき方向であると私は確信するものであります。

以上申し上げました我が党議員団の福生市の進むべき基本方向に対する見解から、今回の提案されております基本構想を見るならば大きくかけ離れていることは申すまでもありません。

最大の問題である基地について、基本構想はページ九ページで、横田基地については、ないことが望ましいが、二十一世紀初頭までに全面返還される可能性を想定することは困難などと記しておりますが、そもそも最初から、なくすための努力を放棄してしまっているということでもあります。ここに一つの大きな問題があるわけであります。

そうした一方で、福生市は外国人の多い市であると規定しています。その外国人とは米軍人、軍属を含むものであるとの答弁をしており、圧倒的多数の外国人とは戦闘服姿で市内を闊歩している米兵であると市民の大多数は認識していると思います。そうした外国人一人一人が幸せに生きていけるまち、ページ一三ページ、外国人の住みやすいまちづくり、ページ三一ページ、などと記しており、こうしたことを目指すとしているわけでありまして、これを福生市の国際化の方向とし、活性化の柱としようとしております。

こうした方向は、国際化の名をかりた基地の長期存続を期待するものにほかなりません。この方向は、市長が選挙時に打ち出していた基地を活用した福生市の活性化、これをここに挿入したものにほかなりません。私は思うのであります。こうした方向に福生市が進むのであれば、二十一世紀初頭、基地が栄えて福生市民が枯れる、こういう状況をつくり出しかねません。極めて危険な方向であることを指摘するものであります。また暮らし、福祉、教育などの諸分野でも何ら見るべき特色はありません。思いつくままのものを並列的に記述しているだけであります。

そもそも今回の基本構想は、その出発点からいたしまして、審議会に市議会の野党会派を除外して発足したものであります。つくり上げる過程から民主主義そのものが欠落しているわけでありまして、到底福生市の基本構想と言えるようなものではありません。基本構想をつくる上で審議会をやって審議をしてきた、こういうことを言っておりますけれども、この審議会そのものが隠れみものになって市長の極めて特異な、特殊な国際化、そういうものを打ち出していく、そういう基本構想になっているわけであります。

私たちはこうした福生市の方向を、私どもの目指す方向と大きくかけ離れている福生市のこの提案され

ております基本構想に当然反対をするものであります。先ほども申し上げましたように、今五万七千市民の本当に暮らしや福祉、平和に対する願い、教育に対する願いを実現していく上でも、今やはり政治の革新、市政の革新を目指す、こういう方向に私ども全力で取り組んでいくということを最後に申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第百二号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第百二号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第百三号 福生市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第百三号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、現在の手数料は五十一年十一月一日に改正されたものであり、十三年間で五十円の値上げはやむを得ないという意見があり、また委員より、何年かに一回の引き上げだからいいというのではない。

五〇％値上げというのは賛成できないという意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百三号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第百三号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第百四号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第百四号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、他市の状況を伺いたい。理事者より、九市程度は一年おくれで実施している。ほかの市については東京都が改正した時期に改正しているとの答弁があり、また委員より、この改正の内容について、市内で対象になっているものについて詳しく説明を願いたい。

理事者より、電柱の本数がことしの十月三十一日現在、千四十五本、電話柱については九〇％と通常分があるが、九〇％は五百三十二本、通常分は十九本、公衆電話所が四個、有線放送架空線が一万二千二百八十四メートルである。それから地中埋設物については、会社別でNTT関係が延長で十二万四千四十三メートル、東京電力が七千九百メートル、武陽ガスが三万五千八百八十二メートルである。それから、バス停留所の上屋が三十六・五六八平方メートル、また道路に出ている看板類で電柱につけてあるものが二百三十枚、電柱に巻いてあるものが四百五十四枚、それから消火栓の標識広告が七本、バス停留所の標識が二十四本、足場等については三百十八メートル強であるとの答弁があり、委員より、こういうものについて再チェックしているか、また有線の線についてはどのように把握しているか。理事者より、占用関係については特に現場に行つて確認はしていない。申請を出された距離をもって行っている。有線については毎年方針が出ているので、そのときの距離数をもって占用の範囲ということとやらせていただいている。委員より、占用願いについては出されて、そのとおりというのはなかなかないと思うが、現場に行つて確認することもある。必要ではないかと思う。また看板についても台風等で看板が落ちるような危険なところもあるので、市民の安全というところからも、もう一度チェックしていただきたいとの要望もありました。

また委員より、最近、CATVがある程度稼働するという方向であるが、この場合の電柱とか、それに関するケーブルについてどういうふうに考えているのか。

理事者より、有線については柱等は東電等でやっており、市ではルートの関係とか工作の取りつけについて指導している。

委員より、ほかの地方自治体でケーブルテレビがかなり普及しており、その中で議会中継が盛り込まれ

ているところが多いが、将来的に議会中継のあり方とか、そういったものに対してどのように取り組んでいるのか。

理事者より、各市でこういうものを利用している状況があるが、その点、前もって研究をし、それを利用する際には議会側と相談しながら具体的な方向づけをしていきたいとの答弁があり、委員より、議会中継が見られる機会があるなら、市民にアピールをし、将来的に考えていただきたいとの要望がありました。また委員より、条例の附則の中で、市長が特に必要と認める云々というところがあるが、この項にかかわることが今あるのかどうか。

理事者より、これについては現在NTT関係を九〇％にしているので、この点がここに当てはまると解釈しているとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四百四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四百四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第百五号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第百五号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、東口について会社名と台数を教えていただきたい。理事者より、東口は十八台で、太陽と京王で九台ずつであるとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第六 議案第百六号 福生市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第百六号 福生市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例について、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書）別添参照

まず理事者より説明を受けた後質疑に入りまして、委員より、対象者で申し込んでこない者に対する対処について、また医師に対する支払いの方法はどうするのかとの質問に対しまして、理事者より、該当者にはPRをするが、今後、市民に利用されるように内部でよく検討を進めたい。また、医師に対する支払いは後から病院の方に支払うというような答弁がありました。

また委員より、対象者の所得制限の基準は何か、また申し込める時期はいつかとの質問に対しまして、理事者より、所得制限は児童扶養手当の受給者が基準ベースとなる。実施の時期は四月一日であるが、諸準備を早くして順次受け付けできるように努力をするという答弁がございました。

後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会の決定どおり可決くださいますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第百七号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。まず総務委員長林田 武君。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第百七号中総務委員会所管分につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、歳入全般、第二表繰越明許費につき理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、市税の個人、法人分の今後の見通しはという質疑に、個人分で二千万円から二千五百万円程

度と想定しているとの答弁がありました。

また委員より、基地交付金九条関係の横田基地に関連する近隣の数字を教えてほしいとの質疑に、理事者がそれぞれの数字を挙げると、委員より、基地交付金の増額については、いかに福生市の基地の中に施設がふえているかを示しているとの指摘がありました。

また委員より、プール利用状況の質疑があり、理事者より、利用状況は天候に左右されるとの答弁がありました。

また委員より、繰越明許費についての経過をとる質疑に対し、九月過ぎまでは年度内に終わる希望を持っていたが、JRと牛浜駅東口階段とトイレとの関係で清算事業団との調整がおくれ、このようになつたが、来年七月までには完成する予定であるとの答弁がありました。

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、退職手当組合の特別負担金の内容についての質疑がありました。

次に、教育費について理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、市民会館臨時駐車場は面積、工事費ともに減ったのかとの質疑に、面積は当初計画よりふえているが、一部計画変更により駐車台数が百十二台が八十四台となり、工事費が減少したとの答弁がありました。

また委員より、駐車場の利用実績の質疑があり、五カ月間の合計使用日数は四十五日間だったとの答弁がありました。

また委員より、一般会計補正予算は適正であるとの意見と、都市施設整備基金に戻してしまうやり方には賛成できないとの意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 次に、建設委員長野口秀世君。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第百七号中建設委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、JRの関係で増額ということだが、その理由を伺いたい。

理事者より、牛浜の関係については、建物の陰になって暗いということもあり、今までのもののつり合いを考慮しつつ、屋根の明かり取りをとろうということでも若干変更したことによるものである。また東福生については、幅を二メートル五十でお願いしたが、JR内部で幅を少し狭く見ていたことにより若干増額となったが、これについては、それほど遜色ない設計金額であろうというところは概略の内部設計で確認しているとの答弁があり、委員より、工事請負費六百十八万円の減額理由について伺いたい。理事者より、JR関係の基礎の部分が終わった後に直接工事をする事になったというが、JRの方がおくれたことにより来年度持ち越しということでも丸々減額させていただいた。

委員より、工期についてJRとの関係でおくれてしまったということだが、その辺の交渉過程について具体的に説明願いたい。理事者より、六月一日にJRに協議書を提出し、その協議の過程で東福生と牛浜を一括して工事を行うことで協定書の締結をするという話が成立したが、その後、牛浜の便所の関係で、その土地に関してJRと清算事業団との間でクリアするのに相当な時間がかかったことによりおくれた。本年度、工事を完了ということに進めてきて、JRの方に再三申し入れをしてきたところであるが、こういう結果になってしまった。

また委員より、公園管理費の関係で熊川緑地を見せてもらったが、駐車場を設けていないということだが、その理由を伺いたい。

理事者より、熊川緑地の関係については自然保護の観点から、散策、休養等を中心にした施設であるこ

とと、また誘致距離を約一キロと見込んだ近隣公園という関係から、駐車場については設計に入れなかった。

委員より、緑地公園の駐車場の関係で、公共施設では駐車場の問題でその付近の市民が迷惑をしているということが多々あるので、いろいろ方針はあると思うが、ある程度の駐車場は設けてもらいたいとの要望がありました。

また委員より、多摩川原公園関係で整地以外にトイレとか橋をつくるということだが、幾らぐらいかかるのか、内容を具体的に説明願いたい。

理事者より、内容については本工事敷地工が二千三百万円、護岸工が五百万円、縁路広場工が六千二百万円、水路工が四千八百万円、それから、あの中に雨水をとっているところがあるが、それが二百万円、植栽工が二千五百万円、管理、休養施設二千二百万円、遊具施設、役五百万円、便益施設七百万円、電気給水、庭内で健康センターのところへ水路を引いていく関係が二千万円等の直接工事であるとの答弁があり、委員より、整地しただけでも市民にとって大変な財産であるので、なるべく経費にむだのないように様子を見ながら経費をかけていただきたいとの要望があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 次に、厚生委員長上野重勝君。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第百七号中歳出予算のうち厚生委員会所管分について委員会の審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、ひとり親家庭医療費の助成事業の都の補助金が、本来、三分の二であるべきだが、三分の一

程度になっているのはなぜか。また保育所の児童措置委託料の減額は何人ぐらいが減ったためなのか等の質問があり、これに対し、ひとり親家庭の助成事業補助金は、事業費は三分の二であるが、事務費は二分の一である。また児童数の減少は管外公立分も含めて二百九十三人を予定しているとの答弁がありました。

また委員から、れんげ作業所の備品の購入の主な物、また四月以降の入所希望者数及び現在使用中で寄附を受けた備品等についてはどうするのかとの質問に対し、購入備品の主な物は、作業台、ワープロ、テレビ等である。四月以降の入所希望者は二名程度である。寄附をされた備品等については新しくなる作業所に持っていくという答弁がございました。

また委員より、市立保育園費で対象人員が減り、都支出金で七百三十一万六千円減額となっているのに、市の一般財源三百九十七万三千円がふえたのはなぜか。特定財源の五十四万円の減は何か。市の負担は増とならないか等の質問に対し、財源関係で国と都の支出金合計が七百三十一万六千円は、従来、都で見えていた乳児指定保育所が国にかわったこと、また保育所運営費のうち福生、熊川両保育園の委託料が減額していることなど、財源調整の結果である。また五十四万円の減も措置児の数が減ったためである。市の負担増はないとの答弁がありました後、採決に入りましたが、審査中、福生、熊川保育園の移管そのものに反対なので、この案に反対であるという意見がありましたので、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ当委員会の決定どおり可決いただきますようお願い申し上げます、委員会報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で各委員長の報告は終わりました。これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山

清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第百七号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第三号）について反対討論を行います。

当補正予算においては、来年度より実施のひとり親家庭医療費助成事業の準備に要する経費や、れんげ作業所の備品購入費等が予算化されております。これらは当然賛成すべきものであることは申すまでもありません。

しかし、本補正の予算の柱をなすものは市民税の増額補正八千二百万円や基地交付金の増額補正三千四百八十二万八千円などと都市施設整備基金繰入金一億六千二百万円との財源振りかえをするものでありまして、こうしたことは、私ども前から指摘しておりますように、せっかくの財源を市民に積極的に活用することなく積み立てに回してしまうことと同一でありまして、私ども議員団は当然反対をするものであります。

今年度残された期間は少ないとはいえ、まだ三カ月以上の期間が残っており、財源活用の方策は十分にあるものでありまして、そのことを念頭に置きまして、こうして早々と積立金に回してしまう、財源振りかえをしてしまう、このような措置を含んだ補正予算に反対の討論とするものであります。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） お許しをいただきまして、議案第百七号に対しまして賛成の討論をさせていただきます。

本年度三回目の補正であります。予算内容を見てみますと、歳入において都市施設整備基金からの繰入金に戻しておりますが、市税や国庫支出金において増額されていることは甚だ喜ばしいことだと存じます。特に基地交付金、これは横田基地周辺市町村に比べまして、当市における伸びは大変大きく、この点は石川市長初め関係職員の方々の絶大な御努力があったものと深く敬意を表します。

また歳出においては、義務的経費の補正を初め、民生費の関係で四月完成を目指してただいま工事が進んでいます。れんげ作業所の消耗品、備品費や社会福祉協議会における各種事業の補助金等、大変きめの細かい配慮がされ、その事業の補正でありまして、そのほかに各般にわたる調整のための減額補正になっているものでありますので、これはやむを得ない補正であると考えられます。

なお牛浜駅の階段設備工事及び東福生駅階段設置工事、市道一〇四五号線改良事業、市道一二三五号線改良事業につきまして二本の繰越明許がなされておりますが、この点は一日も早く完成できるように御努力をお願いいたしまして、私は本補正予算について賛成するものであります。以上、終わります。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第百七号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第百七号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時三分 休憩

午前十一時十五分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八 議案第百八号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第百八号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、地方債で今借りている中で最高金利はどのくらいになるのか、また相手はどこか、その中で縁故債はどのくらい残っているのか。

理事者より、公庫で八・二％である。縁故債については二億九千四百七十三万円残っている。

委員より、縁故債については厳しく財政を見直すということであれば、低金利のものと借りがえることができると思うが、その点についてはどうか。

理事者より、安い金利で借りるということが財政上の問題からいっても必要であるが、下水道の場合、改めて地方債を仰ぐということもあるので、これらを含めて検討させていただきたいとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。何とぞ当委員会報告どおり御決定くださりますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第九 陳情第一一十六号 長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに都市農業確立対策の実施に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、陳情第一一十六号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

この陳情書と同趣旨の陳情書は昭和六十二年、陳情第六十二一十二号として提案され、同年六月二十三日、全会一致で意見書が国に送付されております。

本委員会においても全員異議なく採択すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第一一十六号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって陳情第一一十六号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(仲村清信君) 日程第十 議案第百十号 長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに都市農業確立対策の実施に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(八番 林田 武君登壇)

○八番(林田 武君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました議案第百十号につきまして提案説明をさせていただきます。

本意見書案は、ただいま陳情第一一十六号が採択されたことに伴うものであります。また、本旨とほぼ同じ内容の意見書が昭和六十二年六月にも提案され、国に送付されていることは御承知のとおりであります。

本問題は、国において大都市地域における住宅宅地の提供促進と地価対策の観点から、市街化区域内農地の宅地並み課税をより強化し、またさらに長期営農制度を廃止しようという動きがあるわけであり、最近のマスコミによる報道によれば、本問題は先送りする方向にあるようであります。しかし、三大都市圏に対しては早い時期で実施する動きもあるやに伺っております。既に定着いたしました本制度が廃止されますと、より一層乱開発に拍車がかかり、緑の保全はもとより都市農業そのものが崩壊し、ひいては鎮静化傾向にある地価が再び上昇し、地方自治体における整備事業に大きな悪影響をもたらすことは明らかであります。

したがって、本制度の廃止による諸問題を招くことのないよう現行制度を堅持するとともに、都市農業の発展充実を図るよう、本意見書を提出した次第でございます。

よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十一 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務、厚生、厚生の両委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が十件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出のうち、陳情第一―十五号については、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第一―十五号は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて他の九件についてお諮りいたします。

本九件は、総務、厚生、厚生の両委員会において起立により閉会中の継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本九件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって本九件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十二 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって平成元年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時二十五分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

仲村清信